

COVID-19関連の延滞税取消に関する財務収税管、キース・ノックス氏の声明

声明他言語版

公衆衛生の危機がみなさんにとって非常にストレスの高い時期であることを承知しておりますので、当署はできる限りの支援を行うように取り組み中です。当署は、近年の山火事を含め、緊急時に住民や不動産所有者の方々とかねてから協力させていただいてきた長い実績がございます。COVID-19 危機に関しても例外ではございません。COVID-19危機の影響を受けている方、納付期限までに固定資産税を納付できなかった場合、延滞税取消申請を行うことができます。

州法では、固定資産税の適時な納付が妨げられているような納税者が管理できない状況を収税管が考慮することを認めています。ご自身も遭遇されているようなCOVID-19関連の事情を配慮したいと考えています。

固定資産税納付期限の翌日から、当署ウェブサイトでCOVID-19関連の延滞税取消申請（申請）を受け付けます。本件に関する具体的な質問については、よくある質問（FAQs）をご参照ください。[他言語版FAQs](#)

COVID-19危機の影響を被った方は、COVID-19危機により納付期限までに納付ができなかった状況についての詳しい声明書を含め、固定資産税納付書別に[オンライン申請](#)をご提出ください。オンラインで申請できない場合、当署(213) 974-2111にお電話いただき申請を完了していただくようお願いします。

現時点で基本税額の納付ができるの方は、この申請を行ってください。さらに、当署では、基本税全額を一括納付できない方について、分割払いを受け付けております。

当署で COVID-19関連の申請を処理している間、すでに期限を過ぎた固定資産税に追徴税、利息、費用や料金が賦課されることはございません。**ウェブサイト**でまたは**当署から通知/表明を受信して**こうした追徴が二回目の固定資産税分割払い金額に加算されていたとしても、ご心配なさらぬようお願いいたします。**延滞税取消申請が却下されたわけではありません。当署で申請処理が完了するまでは、次期の前年度分確定申告書を含め、延滞/不履行の固定資産税に関する自動通知書が送られてきます。**

申請毎に個々の状況に関して配慮させていただきます。申請を裏付ける追加情報を当署が必要とする場合や、申請結果が出たときに納付額と納付期限についてお知らせするためにご連絡させていただきます。当署から予告なしにお電話で機密の個人情報をお尋ねすることはありません。多くの申請を処理する関係上、処理時間がかかりますがご辛抱いただきたく存じます。

敬具